

# 熊本市立健軍東小学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、熊本市立健軍東小学校PTAと称し、事務局を健軍東小学校に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、児童の幸福と健全な成長を願って、児童に対する正しい理解と深い愛情のもとに、学校・家庭・社会教育について考えを深め、会員相互の教養を高め、親和を図ることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- 1 この会は、営利を目的とせず、政治団体、宗教団体に関係しない。会の正規の事業以外どのような目的のためにも、会の名称及び役員の名前を用いてはならない。
- 2 本会は、教育の向上について関係者と協議し、また意見具申、資料の提出をすることができる。ただし、学校の運営・人事には干渉しない。
- 3 この会は、児童の福祉のために働いている他の社会的団体、又は機関と協力することができる。

## 第4章 活動

第4条 本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 学校・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め会員の総意を集めて活動すること。
- 2 会員相互の研修に関する事。
- 3 学校教育の理解と教育環境の整備に関する事。
- 4 児童と会員の福利厚生に関する事。
- 5 家庭・地域における児童の保護育成に関する事。
- 6 会の運営や活動の広報に関する事。
- 7 その他、会の目的を果たすために必要な活動を行う。

## 第5章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1 正会員：本校に在籍する児童の保護者、および教職員
- 2 準会員：正会員以外で本会の活動を支援し、準会員として加入した者
- 3 本会に入会する者は、入会届を提出する。
- 4 本会を退会する者は、退会届を提出する。

## 第6章 役員

第6条 本会に、次の役員を置く。会長・監査を除き、各定数は原則として次の通りとする。

- 会長 1名
- 副会長 3名以上（教頭を含む）
- 書記 3名以上（教師1名を含む）
- 会計 2名以上
- 監査 3名（教師1名を含む）

第7条 役員任期は、新年4月1日より翌年3月31日までの1年とするが、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、再度、役員募集を行う。立候補がない場合は、他の役員で欠員役を補佐して業務を行う。後任者が決定した際は、会員への書面を以て承認を得たものとする。

第8条 会長、副会長、書記、会計、監査は、総会の承認を得て選出する。

## 第7章 役員の仕事

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在または任期途中で会長が欠員となった場合は、その責務を代行する。代行期間は、それぞれ不在期間または残任期間とする。
- 3 書記は、総会・役員会等の議事ならびに、本会の活動に関する連絡記録を掌る。
- 4 会計は、財務の管理及び会計事務を掌り、定期総会のつど会計報告をする。
- 5 監査は、会計事務を監査し総会に報告する。

## 第8章 機関

第10条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 行事サポート
- 4 運営委員会
- 5 各学年委員会
- 6 専門委員会
- 7 地区委員会
- 8 特別委員会

第11条 定期総会は、全ての会員が参加可能で、対面、書面、且つ、議案に対する質問、賛否の意思表示ができるウェブ会議システムを使用して行うことができる。次の事項を審議決定する。

- 1 予算・決算の承認
- 2 事業計画の承認
- 3 役員承認及び各学年委員長・各専門委員長の報告
- 4 会則の制定、改廃
- 5 その他重要事項

第12条 臨時総会は、必要によって会長が招集する。  
また、会員の6分の1以上の要求があれば招集する。

第13条 各総会は、正会員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第14条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状は議決には含まない。なお、正会員の5分の1以上の出席がなければ議決することができない。

第15条 役員会は、役員（監査を除く）および校長を持って構成し、各委員会との連絡を図るとともに全般の事業を掌握し、本会事業の推進を図る。

第16条 運営委員会は、役員（監査を除く）、各学年委員会、専門委員会、地区委員会の委員長および校長で構成し、次の任務を行う。運営委員会は構成員の過半数の出席によって開催され、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。なお、委員長の代理出席は議決権を含め、これを認める。

- 1 総会議案の決定ならびに総会運営
- 2 各委員会提出案件の審議、行事調整
- 3 予算の更正・補正、臨時集金の決定
- 4 補充役員の承認
- 5 緊急事項の処理
- 6 その他必要事項

第17条 各学年委員および学級担任により学年委員会を構成し、各学年の連絡を密にし、会員の福利厚生に関する活動を併せ行う。互選により正・副委員長を選出する。

第18条 専門委員会は、市P委員会のみとする。

専門委員会と別に行事サポートを設け、必要に応じた活動を役員主導のもとで募集し行う。  
新委員会発足及び改変の際には、1年間の準備委員会を設け、必要に応じて翌年度正式発足させることができる。  
なお、10年に1回の周年行事においては、周年（準備）委員会を発足する。各専門委員会は、各学年の会員によって互選された委員および本校職員によってこうせいし互選により委員長を選出する。委員長に欠員が生じた場合は、各専門委員会内で改選を行う。補充した場合は、その残任期間とする。改選結果は、会員宛ての書面をもって承認を得たものとする。

第19条 各専門委員会は、次の活動を行う。

1 市P委員会

- ・市P関連行事に関すること
- ・市Pバレー大会に関すること
- ・市P講演会などへの参加

2 特別委員会

- ・新委員会発足および改編に伴う準備に関すること

3 行事サポート

- ・行事サポートは、各行事のサポートおよび企画・運営の意思がある会員の協力で行事を起案・実施することができる。

4 各専門委員会は、活動においてサポートが必要な場合、本会に要求し、検討の上、会員にサポート依頼ができる。

第20条 地区委員会は、地区毎に互選された若干名の委員と地区担当職員によって構成し、委員の互選によって正・副委員長を選出する。

地区委員選出に関しては、住んでいる地区に自治会が存在し、かつ健軍東小学校に通う児童がいる家庭は対象になる。選出方法、選出対象者は各自治会に一任する。

第21条 地区委員会は、次の活動を行う。

- 1 地区児童の家庭および社会生活の環境改善を図るとともに、他地区との連絡を密にし校外指導を行う。
- 2 地区児童の校外生活における交通安全、事故防止に関すること。
- 3 地区児童の育成指導のため、他団体との連絡を密にすること。
- 4 その他、PTA行事に関すること。

第22条 特別委員会は、必要に応じて役員会の委嘱によって組織され、特定事項を処理する。正・副委員長は会長が委嘱する。任務が終われば委員会を解散する。

第23条 学年委員、専門委員および地区委員は、4月にこれを改選する。ただし、再任を妨げない。

## 第9章 会計

第24条 本会の運営経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

- ・運営経費は、一般会計および運営基金より成る。
- ・運営基金は各年度の一般会計残金、その他の収入をもってこれに充て年度当初の運営、備品購入などに備える。

第25条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：会員(一世帯)あたり月額330円
- (2) 準会員：年額500円
- (3) 本会に入会する者は、熊本市PTA協議会の定めるPTA共済に加入するものとする。

### PTA共済金

- ・保護者1名の共済金年額150円
- ・児童1名の共済金年額500円
- (4) 途中入退会する場合の会費
- ・途中入会・・・入会月から年度末までの会費と、共済金
- ・途中退会・・・退会月以降から年度末までの会費を返金する。ただし、共済金は返金できない。

第26条 本会の資産は、第2条の目的以外に使用してはならない。

第27条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 会計監査は、会計年度終了時より次年度総会までの期間に実施され、次年度総会において報告される。なお監査が必要と認めた場合には、随時、会計監査を行うことができる。

## 第10章 改正

第29条 会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正できる。

## 第11章 付則

第30条 校長は、学校を代表して会に出席し、助言をすることができる。

第31条 役員、監査、地区委員は原則として、この会の中での兼任を認めない。

第32条 この会則は、平成2年5月15日から施行する。

## 第12章 会員の個人情報

第33条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第34条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別紙添付\*3

一部改正 平成4年3月12日(第14条ただし書き) 一部改正 平成5年3月11日(第27条) 一部改正 平成8年3月7日(第7条、第8条、第9条2、第17条、第20条、第21条4) 一部改正 平成13年3月6日(第21条2、第27条) 一部改正 平成14年3月5日(第9条24条、第14条、第16条、第30条) 一部改正 平成15年3月5日(第6条、第7条、第17条、第20条、第26条) 一部改正 平成16年3月4日(第10条、第16条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条) 一部改正 平成17年3月3日(第7条、第10条、第16条、第17条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条) 一部改正 平成18年3月2日(第11条、第18条、第20条、第21条4) 一部改正 平成20年2月29日(第20条、第21条6) 一部改正 平成23年3月10日(第20条、第21条7) 一部改正 平成24年3月8日(第5条、第13条、第14条、第27条) 一部改正 平成25年3月7日(第10条、第17条、第19条(削除、以下の条繰り上げ)、第20条、第21条) 一部改正 平成26年3月4日(第18条、第19条、第20条、第24条) 一部改正 平成30年3月5日(第6条、第7条、第8条、第19条、第20条) 一部改正 令和2年3月3日(第7条別紙、第11条、第19条、第20条) 一部改正 令和3年3月3日(第12章第1条、第2条別紙)

一部改正 令和4年3月1日(第5章第5条、第6章第6条、第7条、第8章第10条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第11章1条、第2条、第3条、第12章第1条、第2条)

一部改正 令和6年3月11日(第11条、第18条の改正、第19条1の削除)

## 慶弔規定

第1条 本会に特に功労のあった場合は、運営委員会にはかり表彰することができる。

第2条 児童死亡の場合は、香典として10,000円を贈る。

第3条 会員死亡の場合は、香典として10,000円を贈る。(教職員の配偶者と1親等の血族の場合を含む)

第4条 学級の慶弔については、別途に本規定を準用する。

第5条 前条以外の慶弔については、会長が処理し、運営委員会にはかり承認を求める。

第6条 この規定は、平成元年4月20日より施行する。

一部改正 平成8年5月30日

## 健軍東小学校PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 熊本市立健軍東小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (周知)

第7条 個人情報取扱規則は、総会資料や会報誌等で会員(準会員を含む)に周知する。

### (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費、共済掛金等の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の配布
- (3) 役員・会計監査・会員(準会員含む)・委員の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに役員等の選考活動、その他PTA活動
- (5) 広報誌、会報誌等の配布(地域・近隣の学校への配布を含む)、PTAホームページへの掲載
- (6) その他、健軍東小学校PTA会則に定める会の目的を果たすために、必要な限りの地域や学校と連携しての活動等での情報共有

### (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び取扱い等)

- 第11条
1. 個人情報データベース、個人データを含む書類等は、鍵のかかる棚等に保管し、鍵は個人情報データベース取扱者が管理する。
  2. 個人情報データベース、個人データは、ファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で取り扱うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報の開示)

第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和3年4月1日より施行する。